

# 原子力損害賠償に係る 「指針」の追加等に関する緊急要望書

令和4年12月2日

## 福島県原子力損害対策協議会

会長	福島県知事	内堀雅雄
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
	会長	管野啓二
副会長	福島県商工会連合会	会長 轡田倉治
副会長	福島県市長会	会長 相馬市長 立谷秀清
副会長	福島県町村会	会長 広野町長 遠藤 智



## 原子力損害賠償に係る「指針」の追加等に関する緊急要望

今年3月に住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、最高裁判所の決定により、中間指針を超える損害額を認めた複数の判決が確定した。これを受け、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）においては、専門委員による判決等の調査・分析等の最終報告を踏まえ、中間指針第五次追補策定に向けた議論を開始している。

多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされる必要があることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないように、さらには、地域を分断させることのないよう、賠償の対象となる損害の範囲等を具体的かつ、明確に「指針」として示すべきである。

また、国においては、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、東京電力への指導を強化するとともに、ADRセンターの積極的な活用など、被害者に寄り添ったきめ細かな支援策を確実に実施し、原子力政策を国策として推進してきた責任を最後まで果たすべきである。

よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と、次の事項についての確実な対応を強く要望する。

## 1 精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直し

専門委員による判決等の調査・分析等の最終報告や、現地視察等を通して得られた当県の被害の実態・地域の実情を十分に反映し、以下の精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直しを適切に行うこと。

### (1) 過酷避難状況による精神的損害

事故による大きな混乱の中、被ばくへの恐怖や今後の生活を見通すことができない不安を抱えたまま、過酷な避難生活を強いられた損害については、新たに類型化し、指針に明記すること。また、具体的な慰謝料額の算定に当たっては、被害の実態や審査会の現地視察における被害者からの声も踏まえ、十分に議論の上、確実かつ十分な賠償がなされるようにすること。

### (2) 故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）

#### ア 帰還困難区域

帰還困難区域においては、事故から11年以上が経過してもいまだに帰還できない地域が存在するほか、避難指示が解除された地域においても、長引く避難により、生活インフラ、地域の文化や繋がりまで破壊され、地域が大きく変容していることから、具体的な慰謝料額の算定に当たっては、被害の実態や審査会の現地視察における被害者からの声も踏まえ、十分に議論の上、確実かつ十分な賠償がなされるようにすること。

#### イ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域

居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、中間指針第四次追補の策定当時は、その生活基盤の変容による損害の実態が十分に想定・把握されていなかったことから、新たに類型化し、指針に明記すること。また、具体的な慰謝料額の算定に当たっては、被害の実態や審査会の現地視察における被害者からの声も踏まえ、十分に議論の上、確実かつ十分な賠償がなされるようにすること。

## ウ 旧緊急時避難準備区域

旧緊急時避難準備区域においては、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の時間を要し、多数の住民の帰還等に相当の影響があったことから、新たに類型化し、指針に明記すること。また、具体的な慰謝料額の算定に当たっては、被害の実態や審査会の現地視察における被害者からの声も踏まえ、十分に議論の上、确实かつ十分な賠償がなされるようにすること。

### (3) 自主的避難等による精神的損害

自主的避難等対象区域における具体的な慰謝料額の算定に当たっては、被害の実態や審査会の現地視察における被害者からの声も踏まえ、十分に議論の上、确实かつ十分な賠償がなされるようにすること。

また、最終報告において、賠償の対象として示された「放射線被ばくへの恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」については、県北地域、県中地域など自主的避難等対象区域のみならず、全ての県民に共通していることから、対象区域以外の損害についても、再び地域の分断を生まないよう指針の見直しに当たっては十分に配慮すること。

なお、県南地域については、実際に東京電力が子ども・妊婦の場合に自主的避難等対象区域の半額を自主的に賠償していることに鑑み、子ども・妊婦以外の者に対しても自主的避難等対象区域に準じた措置を講じること。

さらに、一時避難要請区域についても、賠償の対象となることを明確にすること。

### (4) 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

全ての県民は放射線の見えない恐怖に長期間さらされており、特に、後に政府による避難指示が発出される基準を超える相当量の放射線量が認められる地域において、一定期間滞在したことにより生じる健康不安は、滞在の長短にかかわらず、格段に深刻であることから、新たに類型化し、指針に明記すること。また、計画的避難区域は、一律に設定されたものであり、その後設定された帰還困難区域等の区分に応じた更なる類型化にはなじまないことから、区域内の賠償額に差が生じないように十分に配慮すること。

#### (5) 総括基準で類型化されている精神的損害の増額要因

迅速かつ手続の負担を軽減する観点から、総括基準で類型化されている多くの被害者に共通する精神的損害の増額要因について、広く指針に明記すること。

#### (6) 既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点

見直し後の中間指針に定められた慰謝料額が確定判決の認容額を上回る場合には、確定判決の原告らに不公平が生じないよう、既に確定した判決やADRで和解に至った被害者への任意弁済について、見解を明確に示すとともに、東京電力をしっかりと指導すること。

## **2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償**

- (1) 「指針」見直し後、被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要な十分な財源を確保すること。
- (2) 東京電力に対し、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを改めて深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。
- (3) 「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、東京電力が誠意を持って対応するよう指導すること。
- (4) ADRによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても迅速かつ確実な賠償がなされるよう取り組むこと。

## **3 適時適切な「指針」の見直し**

審査会においては、「第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、引き続き、現地視察や関係市町村、被害者等からの意見聴取、さらには後続訴訟における判決等の調査・分析等を踏まえ、被災地はもとより、当県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを行うこと。